

監査公表第9号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年10月26日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 下 江 洋 行

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
教育部（小中学校）
千郷小学校、東郷西小学校、東郷東小学校、東陽小学校
黄柳川小学校、新城中学校、東郷中学校

第3 監査に当たった監査委員
原義弘、下江洋行

第4 監査の期間
令和2年8月17日～令和2年10月23日

第5 監査の方法
監査実施計画に基づき上記小中学校に係る今年度実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、業務執行状況等について確認するため、各学校の現地査察を実施した。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

教育部

【小中学校】

意見

- 1 給食室等の施設がかなり老朽化している学校がある。2年後には共同調理場が稼働するが、それまでの間の、施設の修繕や運営方法についてもしっかりと検討されたい。
- 2 備品管理について現品と物品一覧の照合をし、不整合なものがないよう適正な管理をされたい。また、照合がなされたかどうかの確認ができない状況である。各校長や教育委員会においても照合の状況が書面で確認できるような仕組みを検討されたい。
- 3 教職員の負担軽減に向け、共同調理場の稼働と同時に給食費の公会計化を検討されたい。
- 4 学校評議員会について、評議員会で述べられる意見は評議員の意見だけでなく、広く地区の方の意見が集約されるよう仕組みを検討されたい。